# 平成 18 年度

第 1 回 土地改良研修会

講演

「農政改革と近未来の食料・農業・農村」

講師:生源寺 眞一

(社)北海道土地改良設計技術協会

(社)北海道土地改良建設協会

# 「農政改革と近未来の食料・農業・農村」

生源寺 眞一

#### 司 会

それでは、講演に入らせていただきます。講師をお引き受けいただきました生源寺先生には業務多忙の中、本当にありがとうございます。生源寺先生をご紹介させていただきます。生源寺先生は昭和26年に愛知県でお生まれになり、昭和51年に東京大学の農学部農業経済学科を卒業されております。卒業後、農林省農事試験場研究員、農林水産省北海道の農業試験場研究員を経まして、昭和62年に東京大学農学部の助教授になられ、平成8年より現職についておられます。現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会長をはじめ、国土審議会委員、日本フードシステム学会会長などの要職を務められております。また、「よくわかる食と農の話」(家の光協会)や「現在日本の農政改革」(東京大学出版会)など、多数の著書を執筆されております。それでは、生源寺先生、ご講演を宜しく、お願いをいたします。

#### はじめに

おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました生源寺でございます。ご紹介に もございましたけれども、私、56年から62年まで約6年間羊ヶ丘の試験場におりました。 56年と言うのは例の水害の年でありまして、赴任したのが8月の初めでございました。水 害の直後と言うことで、私にとっては内水排除地区の転作と水害と関係が最初の仕事でし た。そう言う意味では土地改良との縁があり、また、北海道との縁も多少ある人間かなと 言うふうに思っております。今日は北海道プロパーの話と言うよりも、日本の農政全体の お話をいたしたいと思いますけれども、当然いずれも北海道の農業・農村にも深く関わる ことではないかと、今ふうに思っております。簡単な資料を用意してまいりました。大体、 これに沿って、お話しするつもりでありますけれども与えられた時間が1時間半くらいと、 限られております。従って、かなり、はしょって、お話をしてまいりたいと思います。後 ほど、ご覧いただければ、今日、あの男は何をしゃべったかと言うことが大体お分りにな るような、そう言う資料にしたつもりでございます。時おり目を通していただくことがあ るかと思いますけども、気軽にお聞きいただければありがたいと思っております。今日、 大きく3つに分けて、お話したいと思います。 一つ目は、農政改革の経緯であります。ま だ、最終のところまで到達している訳ではございませんけれども、この経緯について、少 し振り返ってみたいと言うことが第1点であります。二つ目は、これが時間的には、一番 多くの量を割くことになりますけれども、この農政改革のポイントであります。三つ目の お話については、今日、出席されている皆さまが土地改良関係の方が非常に多いと言うふ

うに伺っておりますので、特に地域資源保全施策の現代的な意義と言いますか、今日的な 意義と言いますか、こう言ったことについて、時間的には、ごく短時間になるかと思いま すけれども、お話をしてみたいと思います。宜しく、お願いいたします。

# 新たな食料・農業・農村基本計画 (冊子:P1)

昨年の3月25日に新しい食料・農業・農村基本計画が策定された訳であります。この資 料の1ページの下の方に新たな食料・農業・農村基本計画の目次と言うのがあります。2ペ ージにかけて大きな項目だけですけれども、ここに引っ張ってまいりました。実は、この 目次だけを見ておりますと、5 年前の 2000 年 3 月 24 日、この時点で 1 回目の基本計画が 出来ている訳でありますけれども、目次だけを見ますと今回のものと、そっくりでありま す。特に、第1・第2・第3・第4、これは完全に同じ表現になっております。これは、あ る意味で当然でございまして、基本計画と言うのは食料・農業・農村基本法に基づいて策 定する訳でありまして、基本法の中には基本計画には、このことと、このこととを掲げな ければいけないと言うことが法定されている訳です。従って、勝手に、その時々の行政な り、或いは、審議会がこう言うことが良いのではないかと言うような思いつきを書こうと しても、それは法律上出来ないことになっております。また、必ず書かなければいけない と言うことについて書かないことも、許されないと言うことであります。特に後で少しお 話いたしますけれども、食料の自給率の目標を掲げることは、実は、この基本計画に書く べき事項と言う形で定められている訳であります。「目次がそっくり」だと申し上げました けれども、しかし、中身は1回目の基本計画と今回の基本計画では随分違うと言って良い かと思います。1つは、今回の基本計画には、これからの農政改革の基本方向がはっきり 打ち出されていると言うことであり、この内容を追々ゆっくりお話をしたいと思います。

もう1つは、この目次の第4の2と言うところをちょっと、ご覧いただきたいと思います。2ページ目になりますけれども、ここに施策の工程管理と評価と言う項目がございます。これは、私の記憶ではA4判の基本計画の冊子版で5、6行のごく短い項目でありますけれども、大変重要なことが書かれております。この基本計画は基本計画として、もちろん作るけれども、その付属品として工程表を作る。それによって、改革の進捗の時間管理と定期的な評価を行うと言うことが謳われている訳であります。この点が1回目の基本計画と今回の基本計画の大きく違う2つ目の点でございます。実は、基本計画そのものも基本法は作ったのは良かったけれど、それが段々絵に描いた餅と言いますか、神棚に祭り上げられてしまうようなことを避けるために作られたシステムであります。基本法は出来たけれども段々風化してしまいます。1961年の農業基本法の際にはそう言う事態が起きたと言ってよろしいかと思いますけれども、それを避ける為に基本計画を5年置きに作ると言うことになっている訳ですが、更に策定後の5年間をどう言うふうに過ごすかと言うことについて、やはりきちんと決めておく必要があると言うことで、今回は基本計画に加えて工程表と言うものが作られております。基本計画がそのものではありませんけれども、こ

れをどう実現していくと言う意味では、基本計画と並ぶ重要性があります。これをはっき り作ると言うことにした訳であります。この工程表の中にはもちろん1年間で何をやるか が書かれていますが基本計画工程表の他にも細かな工程表が色々出来ております。各分野 で作っております。中には1ヶ月ごとにどれだけのことをやると言うことまで書き込んで いるものもございます。同時にこの資料にも掲げておきましたけれども、例えば、最近割 に話題になることの多い農産物・水産物、或いは、食品の輸出を5年間で倍増すると言う 目標でありますけれども、実は、基本計画ではなく工程表の中に書き込まれていることで ございます。2009 年度までに農林水産物と食品の輸出額を倍増と言うことで、小泉首相も かなり乗り気の目標でありますけれども、実は工程表の中に書かれています。或いは、そ の直ぐ下の星印で注を付けているところでありますけれども、2007年度までにトレサビリ ティのカバーする品目を 5 割にしようではないかと言う目標がある訳であります。これも 工程表の中に書かれていることであります。従って、今回の基本計画は中身が随分違う。 同時にそれを実現するための手法といいますか、手段についても従来になかった工程表と それに基づく管理と言う発想が組み込まれている訳であります。あまりにも形式的に時間 に縛られると言うことになりますと、これはこれでちょっと困ったことになるかと思いま すけれども、しかし、およそビジネスなり仕事を組織として遂行する機関であれば、或い は、個人でもそうかも知れませんが、こう言った形で時間管理をして何らかの目標を達成 すると言うことは、ある意味で当たり前のことだと言って、よろしいかと思います。恐ら く大学なんかにも必要なことだろうと思います。大学も法人化後は中期目標と言うものを 作って、それを実現するために毎年なにをやるかと言うことを決めております。皆さんの ご所属の組織についても必要であればこう言う形で工程表を作ると言うことは大変重要な ことだろうと思います。その点では農林水産行政、農政はある一歩進んだ段階にいると言 ってよろしいのではないかと思います。

さて、こう言う形で基本計画が昨年の3月に出来た訳であります。その後、この改革の中身を詰めて去年10月27日でありますけれども、経営所得安定対策等大綱が、これは政府として、農林水産省としての決定でありますけれども策定されております。ここでは基本計画で粗々の方向が書かれていたものについて、具体的な中身を決定したと言うことがございます。更に、現在、この改革に関連する法案の審議が行われております。今一番自熱しつつある段階かと思います。法律上の裏付けも作っていくと言うことで作業が進んでおります。もっと言いますと、例年で言えば8月に次年度の予算の概算要求と言うことになる訳でありますので、そこに向けて財政的な裏付けも含めた改革の中身の詰めが行われていくと言う訳であります。振り返ってみますと、後ほど申し上げるスタートの時点から見ますと、今年8月までほぼ足かけ3年掛かっております。3年の歳月でもって、今回の改革の具体像が固まると言うことであります。3年が長いと見るか短いと見るか。私は日本の農業・農村のことを考えますと、1年の口スを取り返すために5年も10年も掛かるという意味では、出来るだけスピードアップして改革を進めていく必要があると思っています。

従来に比べれば随分スピードアップ、或いは、深く掘り下げると言う意味で進歩している と思っておりますけれども、まだまだ足りない点はあるかも知れません。反省すべき点は 反省しながら次に繋げていくと言うことになろうかと思います。

#### 新基本計画策定までの経緯(冊子: P2)

# 1 農政改革の課題と基本計画

さて、ここで経緯を振り返ってみたいと思います。今申し上げました足かけ3年、逆に 言います。今から3年近く前にスタートが切られたと言うことになる訳ですけれども、2003 年8月29日でありますけれども、当時の亀井大臣の省内向けの談話と言うのがございます。 これによって、農林水産省の中での検討が正式にスタートしました。勿論、談話の前には 更に地ならしの準備があったと言って良い訳ですけれども、基本計画への正式の号令をか けたのが、2003年8月29日の亀井大臣の談話であったと申し上げてよろしいかと思いま す。大臣の談話でありますけれども、大臣が思いつきで突然こう言う談話を発表すると言 う訳ではありません。その内容について、十分関係者の間で詰めて発表されると言う性格 のものであります。従って、これは大変重い意味合いを持った訳であります。3 枚目の一番 上のところに大臣談話の表現をそのまま引用してまいりました。ちょっとご覧いただきた いと思います。 から までございます。この3本になっておりますので、当時は改革の 主要3課題と言う表現がしばしば使われました。一番目はいろいろ書いてありますけれど も、要は品目横断的な政策への移行と言うことであります。経営所得安定対策と言われて いる政策に繋がった問題の提起であります。2番目は担い手・農地制度の改革。特に制度と 言う意味では農地制度の改革をきちんと検討しなさいと言うことであります。3 番目であり ますけれども、これは と言う形で括られておりますけれども、実際には2つのやや性格 の違うものが含まれています。見方によっては、かなり共通点があると言うふうに後ほど 少しご説明するつもりでありますけれども、一応ちょっと性格の違うものが 1 つの項目の 中に同居していると申し上げてよろしいかと思います。 即ち、1 つ目が環境保全を重視した 施策。これを一層推進しなさいと言うのが1つの柱であります。それから、もう1つが農 地・水等の地域資源の保全のための施策を確立しなさいと言うことです。これらは資源環 境の問題と言う意味では共通するところが、ある訳でありますけれども、前段はどちらか と言うと農業が環境に負荷を与えて、その負荷を減らすことに政策的に工夫が必要だと言 う観点であります。これに対して後段はむしろ多面的機能の発揮や食料の安全保障、つま り、食料生産がいろんな副産物、良い意味での副産物を国民にもたらしている、そのベー スとなっている地域資源をきちんと支える施策が必要であると言う意味で、政策のベクト ルが違うと言ってよろしいかと思います。この後段の部分が特に土地改良、或いは、農業・ 農村整備に非常に関わりのある資源保全施策へと繋がっていった訳であります。以上の中 で大臣談話が本当の意味で新しい政策課題として提起されたのは、最後の地域資源の保全 のための施策だけだと言うふうに申し上げて良いかも知れません。と申しますのは、その

他の品目横断的な施策とか、農地制度の改革とか、或いは、環境保全型農業の推進は実は 以前から必要であると言うことが共通の認識になっていたからであります。もっと申しま すと、初回の基本計画は、2000 年 3 月 24 日に出来たものでありますけれども、これを良 く読んでみますと、3ヶ所だけ「検討を行う」と、語尾が「検討を行う」と言う形になって いる部分がございます。3ヶ所だけです。どう言うところかと言いますと、表現は多少違い ますけれども、1 つは品目横断的な施策。当時は経営所得安定対策と言う言い方をしていた 訳でありますけれども、これの検討を行う。それから農地制度改革の検討を行う。また、 環境保全型農業への施策も検討を行う。逆に言いますと、この3つの問題以外の方向は決 まっていました。従って、これを実現しましょうと言う形で、ある意味では言い切ってい た訳であります。けれども、3つの施策は必要ですが具体策はまだ定まっていなかったと言 うことです。従って、検討を行うと書かれていた訳であります。そんなことで私共は改革 の主要3課題と言いながら、同時にこれは積み残しの3課題だと言う認識を持っていた訳 であります。つまり、1回目の基本計画の段階では詰めきれなかった課題があり、2003年 8月の大臣の談話は、これをもっと早くやりなさいと督励したと言うことが出来るかと思い ます。私は企画部会のお世話役をした訳でありますけれども、私に言わせれば、2000 年の 基本計画で検討を行うと書いてあった訳でありますから、もっと早く検討を行っていれば、 今回、企画部会を 30 回くらいやったと思いますけれども、多分 20 回くらいで済んだので はないかなと思っている訳であります。ただ、いろんな意味で農林水産行政にも同情すべ き点はございます。特に基本計画が出来て、さあ、これからと言うときに食の安全・安心 を巡る色々な非常にやっかいな問題が発生しました。これにいわば忙殺されたと言うとこ ろがあった訳であります。そんなこともあって、この3つの課題は今回の基本計画の検討 の時点まで、いわば、ある意味では先延ばしになっていた。これを早くやりましょうと言 うことだった訳であります。それで、実際の検討は食料・農業・農村政策審議会の中の企 画部会と言うところで行われた訳であります。企画部会のスケジュールを睨みながら役所 の中で細かな詰めなり、相互の調整なりを行って資料を提出して、それを議論すると言う 形で進んだ訳です。2004年1月から半年ほど企画部会をまず前半戦として行いまして、こ こで8月に中間論点整理と言う形で一旦整理をした訳であります。その段階までは、今申 し上げました積み残しの3課題を先行して検討すると言うことでございました。従って、 基本計画の非常に大事な柱であります自給率の問題などは後半の議論に宿題として残すと 言う形にした訳であります。ここは、まず自給率の問題について議論すべきだと言う声も ございました。そう言う声があることは十分承知しておりましたけれども、まず、色々な 問題点なり改革の方向をあらかた定めた上で自給率の議論に入った方が良いだろうと言う のが私共の判断だった訳であります。

#### 2 再開後の企画部会の日程と議題(冊子:P3)

中間論点整理でいったん休憩状態になりまして、その後、秋に2004年9月に企画部を再

開会いたしました。その後、改革の中身の検討も行いましたけれども、同時に自給率の目標の問題、更にこの基本計画は殆ど全ての政策の分野を網羅いたしますので、それまで議論されていなかった点についての議論も行った訳であります。

3ページの真ん中から下のところに9月に再開して以降の企画部会の議題を並べてみまし た。色々幅広い議論をしていると言うことが、お分かりになるかなと思っております。例 えば、最初の日には自給率の問題の第1回目の議論を行っております。その他、食の安全・ 安心とか色々ある訳ですけれども、これを見まして、2000 年の基本計画の時に殆ど話題に ならなかった。或いは、基本法を作るときにもあまり話題にならなかったような議題が結 構あります。例えば、9 月 16 日の 2 つ目の議題の後段に食育の推進とあります。今でこそ 食育の推進と言うことが、この国に住んでいる人々みんなの課題だと言う認識が出来てき ておりますけれども、まだまだ、2000 年の基本計画の時点ではそう言った状況ではなかっ た訳であります。これは大きな変化と申し上げてよろしいかと思います。ある意味では、 農業・農村の仕事に携わる人にとっては大変力強いバックアップが食育の側から行われる と言うことがあるかと思います。或いは、11月9日の3番目に、先ほどちょっと申し上げ ましたけれども、食品の輸出促進と言う点も議論が行われております。もちろん輸出もま だ3千億円に届かない訳で、ある意味では微々たるものでありますけれども、将来、しか も、そんなに遠くない将来アジアの所得の水準の上昇をバックアップにした日本産の農産 物、或いは、食品へのニーズがこれは確実に高まってくると言う展望を含めて、やはり議 題とするべきだろうと思います。このような判断で、ここに掲げられている訳です。或い は、その下にバイオマスの利活用もあります。比較的最近いろんなところで強調されてお りますけれども、ここへ来て日本にとっても、或いは、日本の農業・農村にとっても大変 重要な問題として改めて浮上しているような気がいたします。国内と言うより海外からの 影響が少し目を離せない状況になってきているように思います。端的に言いますと、石油 の価格の上昇がございます。そのことがエタノールの経済的な成立状況を随分変えてきて いる訳であります。更に、それが食用農産物と燃料農産物の一種の競合というような状況 を生み出すことで、例えば、砂糖の価格が上がるといった事態が出てきている訳です。従 って、バイオマスの利活用、これは大変広い範囲の話でありますけれども、これも試験段 階とか、試作段階と言うようなこともありますけれども、しかし、それ以上に世界の食料 なり燃料の状況によっては、かなり実生活、或いは、実際の農業生産なり、或いは、農村 の営みの中に意味を持つテーマになってきているような気がいたします。これは、今、大 変注意を要することだと思います。こんなこともこの企画部会の議論の中では行われ、話 題になったと言うことであります。色々議論を重ねて、2005 年 3 月にほぼ審議会としての 答申がまとめられて、色々議論はございましたけれども基本計画の策定に至ったことであ ります。

以上のような経緯で基本計画が出来、或いは、農政改革の方向が打ち出されている訳であります。

#### 新基本計画のポイント

#### (1): 食料自給率目標の再設定(冊子:P4)

本日の第2のテーマということになる訳ですけれども、ここでは基本計画のポイントと言う形で改革の方向について、少しお話をしてまいりたいと思います。ただ、改革の方向と言う話題からちょっとずれますけれども、基本計画の柱ということになりますと自給率の目標の問題をちょっと避けて通れないような気がいたしますので、自給率の目標の問題についても、少しお話をいたしたいと思います。

4 ページをご覧いただきたいと思います。これは、ご案内のことかと思いますが、2000 年に第1回目の自給率の目標を掲げました。 目標年は2010年と言うことであります。基 本計画そのものが5年ごとに変更すると法律で決まっておりますので、2005年に改めて基 本計画を作った訳です。当然そこでもう一度自給率の目標を設定するということでありま すけれども、1回目の目標が樹てられて、その後順調に目標に向かって世の中が進んでい ると言うことであれば、それを延長する形で、目標を変更することなく伸ばす形になった と思う訳ですけれども、残念ながら自給率は 7、8 年横ばいを続けているということもあり まして、このままでは2010年に目標を達成することは無理であると判断した訳であります。 無理であると判断をすれば当然、新しい目標を設定すると言うことになる訳でありますけ れども、それが、この下にあります新たな食料自給率目標の数値であります。一応現状と して 2003 年を取っておりますけれども、目標年は 2015 年、つまり、2005 年の計画で 10 年後の2015年を目標年としたと言うことであります。数値を見ますと40%のカロリーベ ースの自給率を 45%に引き上げる。1回目の目標も 45%でありますから、その点では変わ りない訳であります。もう一度取り組み直すと言うことであります。もう1つ、これも今 回の基本計画の特徴として良いかと思いますけれども、今申し上げた供給熱量ベースの総 合自給率の目標の下に生産額ベースの総合自給率と言うのがございまして、それが 76%の 目標として、掲げられております。これは従来金額ベースの自給率と言っていたものです。 今回、これを生産額ベースと言う名称に改めた上で、しかも、正式の自給率の目標として 掲げたと言うことがございます。1回目の基本計画にも生産額ベースの総合自給率の目標 はありました。しかし、あくまでも参考という位置づけでありました。今回は熱量ベース の自給率が基本だけれども、同時に正式な目標として生産額ベースの自給率の目標も掲げ ると言うことにした訳です。この点は、非常に重要な意味を持っていると思います。また、 北海道の農業のあり方を考える上でも、考える入り口としては重要な意味を持つ目標の設 定だと思います。この点は、後ほど少し触れることにしたと思います。自給率の目標をも う1回設定した訳ですが、もう一度、同じようなことを繰り返すとすれば、本当に実現出 来るかどうか非常におぼつかない訳であります。何故1回目の目標を達成することが困難 な状況のままでいるのか、この点を分析する必要があります。実はかなり詳しい分析が政 策評価会で行われておりまして、基本計画では、それをいわば集約する形で何が問題なの かと言うことを述べております。大変多岐に渡っておりますけれど、今日は1つの問題だ

けについて、その内容を資料として、引っ張ってまいりました。自給率の目標の達成度合 がはかばかしくないことの背景には、農業生産の面の問題もある。消費者にももっと考え ていただきたい点がある。色々ある訳です。同時に双方のコミュニケーションがうまく行 っていない。うまく行っているところもありますけれども、それはまだ点的な存在、或い は、少数派であって、どうもコミュニケーションがすれ違っているのではないかと言う認 識があります。そこを何とかする必要があります。例えば、これは 4 ページの下のところ にありますけれども、国産農産物の有利性が生かされていない、十分伝えられていないと 言うことであります。或いは、国産農産物を使うメリットを食品産業に対して十分説得的 に提示出来ていない。農業側から見たお話をいたしますと、農業側から十分な発信が出来 ていない。或いは、発信の仕方の問題として消費者、或いは、食品産業と言う実需者へう まく伝わっていないことがあります。それからどうも消費者・食品産業側の声が農業生産 の現場に届いていないのではないかと言う声がある。うまく聞き入れられていないのでは ないか。食品産業の農産物に対するニーズには、通常の生鮮食品のニーズと随分違うもの がございます。定時・定量、比較的均一な規格のものがコンスタントにと言う願いがある 訳ですけれども、それにどうも日本の農業が十分応えていない面がある。これは、悪弊と 言って良い訳ですけれども、やはり生鮮中心だと言うことです。加工向けのものには裾も のという言い方があるように、一級、或いは、二級下のものだという位置づけになってい て、中には生鮮市場で結構良い値段がつくと契約で加工に向けるといっていたものがそち らに動いてしまうと言うこともあった。つまり、食品産業側のニーズに農業が十分応え切 れていないということです。これは農業側のいわば受信機能と言いますか、受け止める力 の問題だと思います。もちろん食品産業、或いは、消費者側にも考えていただけなければ いけないことはありますけれども、どうも食品産業、消費者と農業、或いは、農村の間に すれ違いのようなことがある。ここをうまく繋ぐような政策を十分行う必要がある。この ような認識を述べている訳であります。いわばすれ違いの構図がある。私、特に農協の皆 さんなんかにお話しするときに良くいう事があります。農協の皆さんが農業新聞とか農協 新聞お読みになるのは当たり前です。ただ、同時に農協、或いは、農業にとって、お客さ んである食品産業の業界紙や、或いは、食品産業の新聞が週に1、2回発行されていて、結 構細かな情報があります。時々、北海道特集などもあります。北海道のある地区の食品産 業の事業者がどう言う状況で、何方が亡くなられたと言うようなことまでいろんな情報が ある訳です。それをその組合員の方々の皆さんが読む必要はありません。しかし、少なく とも農協に1つ2つ取っておいて、その情報をむしろ積極的に取り入れるようなことがあ って良いのではないか。農業側が農業の情報を持っているのは当たり前であります。しか し、川下の産業の情報を意識的に掴むと言うことも必要でしょうと言うようなことをしば しば申し上げます。その辺りの弱さと言うものがやはりあるのかなと。いうようなことを 指摘している訳であります。

さて、自給率についてはもう1点のみ申し上げて終わりたいと思います。5ページをご覧

いただきたいと思います。数字で恐縮でありますけれども、先ほど供給熱量ベースの自給 率の目標はこれまで通りと掲げ、同時に生産額ベースの自給率についても正式の目標とし て掲げたと申しました。2 つの自給率に随分差があります。一方は4割で一方はほぼ7割と いう差があります。ここは、どちらが自給率として正しいとか適切だと言うことではない と思います。どちらも必要です。非常に単純化して申し上げますと、供給熱量ベースの自 給率と言うのは、どちらかと言うと消費者、食べる側に取って非常に重要な自給率で一番 基礎になるべきカロリーは、これだけ国で賄うことが出来ていると言うことを示す。その 意味で供給熱量ベースの自給率というのは食料安全保障型の自給率です。従って、食べる 側がもっと関心を持っていただきたい自給率であるという言い方が出来るだろうと思いま す。一方、産業としての農業のボリュームを図るとすれば、むしろ生産額ベースの自給率 の動向にもっともっと注意を払って良い。そう言う意味を持った自給率であると申し上げ て良いだろうと思います。よって、問題意識なり観点によってどちらの自給率も大事です。 ところで、この2つの自給率が、今、4割と7割と言うふうに申し上げました。実は自給率 の計算が統計データとして通常の形で得られるのは 1960 年以降であります。 それで、 1960 年には、熱量ベースの自給率は 79%でありました。金額ベースは、もう少し高くて 93%で した。つまり、どちらも8,9割であった訳です。いずれにしろ相当高い水準だったのです けれども、それが段々開いてきた。どちらも下がっていますけども、一方は4割まで下が った。一方は7割のところに維持されている。こう言う格好になっている訳であります。 この開きが何故生じているかと言うことを考えますと、実は、北海道の農業にもいろんな ヒントがあると思います。ヒントと言うか、もうちょっと考えるべき点があると言うこと を引き出せるのではないかと思う訳です。生産額ベースと熱量ベースの自給率に差が出る 要因の第1は野菜であります。例えば、レタス。これは殆ど国内で自給されているはずで あります。100%自給といって良いはずであります。しかし、この100%自給されているレ タスはカロリーベースの自給率には、殆ど反映されていないはずであります。レタスにカ ロリーはないからです。しかし、金額ベースであればもちろんレタスには経済的な価値が ありますので、当然、金額ベースの自給率にはカウントされます。 野菜の生産県なんか行 って自給率の目標 45%に向けて頑張りましょうと言うようなことを言っても、それはどこ の話でしょうと言う感じで受け止められることがあります。当たり前だと思います。うち の村の生産物にはカロリーは、殆どないけれども価値は高いと言うものが結構ある訳です。 ここで日本の農業が結構頑張っている訳です。 野菜は現在でも、尚、8割の自給率があり ます。もう1つは、同じ生産物であっても国産のものと、それから海外から輸入されてい るもので消費者の評価が違うものがあります。一番典型的なのが牛肉だと思います。牛肉 にも、色々ありますけれども、国産の肉専用種と今はアメリカの牛肉が来ていませんが、 例えばオージービーフを比べてみれば、100gの牛肉であればカロリーはまあまあ同じと見 て良いでしょう。しかし、値段は1対3とか5とか、そのくらいの開きがあるはずであり ます。そうなりますと同じ国産と海外のもの、例えば、1対1の重さがあるとして、カロ

リーベースでは、そのまま1対1でカウントされますけれども、経済的な価値と言うこと になれば1対3、1対5で国産が頑張っていることが反映される訳であります。これもそれ ほど大きな要因でありませんけれども生産額ベースの自給率と供給熱量ベース、カロリー ベースの自給率に開きをもたらす要因であります。畜産も、やっぱり日本の農業が頑張っ てきた1つの分野です。同じものであっても外国のものより消費者の評価の高いケースで す。サクランボなどもそうです。お米もある意味ではそう言うところもある訳であります。 それが二つの自給率に差をもたらしたもう1つの要因だと思います。3番目の要因として、 これが一番大きいと思いますけれども、餌の扱いがあります。ご存じだと思いますけれど も、熱量ベースの自給率と言うのは、基本的には餌の自給率で捉えます。畜産物の場合、 供給熱量ベースの場合に基本的には肉、或いは、牛乳・卵・畜産物、そのものが国産でも、 その生産に使われた餌の自給率が例えば1割だと言うことになりますと、その餌の自給率 だけの肉・卵・牛乳しか、国産としてはカウントされない約束になっております。これに 対して、生産額ベースの方は輸入の餌についても若干は考慮していますけども、基本的に は畜産物、そのものが国内で出来れば、それは国産と見ましょうと言う考え方であります。 食品は色々加工され、或いは、流通の過程を経て我々の食卓なり家庭に持ち込まれる訳で す。そのような食品の自給率をどう計るかと言うことは、結構面白い問題です。フードチ ェーンの流れの中の最後の小売りのところで自給率を計れば、これは殆ど 100%自給率とい うことに多分なるでしょう。外国でお土産を買って、日本に持ってきて食べれば、これは 輸入と言うことになるかも知れませんけれど、基本的には、我々は国内の小売店から買っ ていると言うことでありますから、そこで計れば 100%。ただ、伝統的に食料の自給率と言 う場合には、農業生産のところで自給率を計ると言う約束事になっている訳です。当たり 前のことを言っている訳ですけれども、その当たり前のことがちょっと面倒な問題になる のが畜産であります。というのは、畜産の場合、流れの中で2回農業が出てくる訳です。 1回目の農業は餌を作る農業であります。2回目の農業はその餌をたんぱく質に変える狭い 意味での畜産であります。それが同じ所で行われていれば問題はない訳ですけども、日本 の場合には前の方の農業は多くを外国で行って頂き、それをたんぱく質に変える狭い意味 での畜産は国内でやっているケースが多い訳です。餌の農業のところで自給率を掴まえる と随分低くなってしまう。しかし、後の畜産のところで掴まえると、まだ結構ある。これ もどちらが良い悪いと言うことではないだろうと思います。農業が2回出てくるので2回 自給率を図ることができると言うことです。どちらにも、それなりの意味があると思いま す。やはり餌が来なければ畜産物を生産することが大変難しくなりますので、餌で掴まえ るのも大事であります。ただ、畜産の産業としてのボリュームと言うことで言えば、それ が人を雇用し所得を生んでいると言うことで言えば、畜産そのもののボリュームをきちん と評価して、あげると言うことも非常に大事だということです。やはり2つの面が必要だ と思います。これも2つの自給率に差をもたらした要因であるといって良い訳であります。 生産額ベースの自給率は結構高水準にあり、供給熱量は下がってきた訳です。このギャッ

プは、ある意味では日本の農業の経済成長への適応形態を現しているという言い方も出来 ると思います。こう言う適応は「けしからん」と言う人もいるかも知れませんけども、し かし、必ずしも私は、そうではないと思います。野菜のようなカロリーは小さいけれども 経済的な価値のあるもの、或いは、同じ品目であっても消費者は国産のものを高く評価す る品物を作り出す力。私は日本の農産物の中には殆どアート、芸術品といって良いような ものもあると考えておりますけれども、そう言うものを作り出す努力、いわゆる物作りの 技といっていいかと思いますけれども、こう言った点、或いは、海外の飼料に依存しては いるけれども、しかし、出来ている畜産物については品質が非常に高いと言う点でも優れ た成果を日本の農業は生んできていると思います。その一方でカロリー型の農産物につい ては、段々問題をはらんできていると思います。ところで、5ページの真ん中より上に北海 道と東北のです。東北の自給率を持ってまいりました。全国で見ますと今も申し上げまし たけれども、カロリーで4割、生産額で7割であります。割り算しますと1.7であります。 これに対して、北海道のカロリーは190%、年によっては200%を超えることがあります。 つまり、道民の食べるその丁度同じ量を道外に移出していると言うポジションになります。 しかし、生産額ベースも高いレベルではありますけれども、二つの自給率の比率は、全国 の比率に比べると随分低い。0.9 です。同じ構図を持っているのは、実は東北でいいますと 秋田であります。秋田が何故こう言うことになっているかと言うことは、お分かりかと思 います。米に特化している農業からなかなか脱却出来ていないと言うことです。これに対 して青森、これは米がなかなか難しいと言うこともありますけれども、しかし同時にリン ゴ等の果樹とか畜産物が健闘している。岩手も同じです。米以外のバランスも比較的取れ ている農業になっていると思います。北海道の場合、米もありますけれども、基本的には 原料農産物であって、比較的カロリー型、重量型です。こう言ったもので健闘している訳 です。従って、食料の安全保障と言う意味で北海道農業の意味は大変重い。これからも変 わることはないと思います。ただ、北海道の農業の経済性と言う観点から言いますと、熱 量ベースの自給率を確保し、更に引き上げると言うことも大事ですけれども生産額ベース の自給率が上がるような農業のあり方を模索していくことも大事だと思います。現に、そ う言うチャレンジは空知でも、或いは、十勝でも非常に力強いものとして出てきていると 言うふうに思います。これをどうサポートするか。農業者の側からむしろそう言う動きが 出て来ているようなところがあるかと思います。もっと言いますと、農業の経済的な価値 をどうやって道内で作り出すかということと同時に作り出された農産物を加工し流通させ、 或いは、外食と言う形で消費者に提供する、いわば川下の産業の部分をどれだけ取り込む かということも非常に大事だと思います。例えば、麦を生産して、更に道内の比較的小さ いけれども非常に良い品物を作る製粉会社が粉にして、更に麺類とかに加工して、道内で 付加価値を高めている事例もあります。麦が、そのまま本州の方に行って、そこで付加価 値が付くと言うものもある訳であります。北海道の農業、食品産業と言う観点から言うと、 如何に農業の川下の産業を道内に取り込むか、或いは、道内から逃げていくことをストッ

プさせることが非常に大事だろうと思います。そのことが結局は根本にある農業そのもの の活路にも繋がっていくような状況にあると思います。現在、この国に住んでいる1億3 千万弱の人が飲食費として支出する金額が年間 80 兆円でございます。80 兆円と言うのは、 GDP が今 500 兆くらいでありますから、それからすれば大変なボリュームの産業です。そ の80兆円の中で農林水産業、つまり、原材料を生産する産業のところに行き着く割合がど れだけかと言いますと2割です。後の8割は加工・流通・外食のところで付加され、或い は、移転された経済価値であります。そこを取り込むと言うことが、これからの農業がき ちんと生きていく際の最大のポイントであると言ってよろしいかと思います。因みに、今 の2割と申しましたけれども、この2割の中には外国に行くものも含まれております。輸 入品の部分も含めて2割であります。農業の後が8割取るのは取りすぎではないかと言う こともあるかも知れません。確かに流通の合理化と言う点なんかには課題は、あると思い ますけれど、ただ、食品産業にしても流通業にしても大変熾烈な競争があります。そこで、 いわばのうのうと胡座をかいているようなことはないと思います。むしろ、今の食のパタ ーンとして、全面的にこれが良いかどうかは、別として生鮮食品として、購入するのは支 出額の2割であります。加工品として5割、外食として3割。こう言う食生活であります。 加工・外食が介在するのが我々の食生活の大半であり、このことが先ほどの2割しか原材 料の産業に届いていないことの根本原因であります。こう言う食生活のパターンが定着し、 今後も続くと言うことを前提にするならば農業とその川下の食品産業の間の連携なり、或 いは、地域的な立場から言えば、北海道にそれを取り込むと言うような観点が、結局は農 業、或いは、水産業がきちんとした形で生きていくための一番大切な条件になるだろうと 思います。

新基本計画のポイント(2): 農政改革の基本方向(冊子: P6)

# 1)担い手の育成・確保

さて、次に、基本計画の中の農政改革のポイントについて、お話をしてまいりたいと思います。資料で言いますと6ページあたりからであります。この資料をご覧いただきますと括弧で括った引用がございます。基本的にはしばらくの間は新しい基本計画の中の文章をそのまま引っ張ってきておりますのでご参考にして頂ければと思います。基本計画の改革のポイントの第1は、担い手の育成・確保をしっかり取り組む。第2はその為のいろんな施策が考えられておりますけれども、1つの目玉になっているのが品目横断的な政策ということであります。この2つの柱について、ポイントを申し上げたいと思います。一番目の担い手の確保・育成につきましては、これからの農業政策の内、ここが非常に大事なことでありますけれども、農業経営に関する、農業経営を育成すると言う観点からの施策については、担い手に集中的・重点的に実施すること、言い換えますと、その他にもいろいろ施策がありますが、それは、その施策の性格に応じて対象を設定して行きましょうということであります。そこで、担い手とは何かと言うことになる訳でありますけれども、

ここは概念的な整理の問題と実際に政策を行っていく場合に対象とするかしないかと言う 判断の線の引き方の問題、いわば、実務上の問題と両方ある訳であります。ここでは概念 上の問題を申し上げておきたいと思います。資料にも書いておきましたけれども、担い手 とは「効率的かつ安定的な農業経営」、その意味は、すぐ後ほど申し上げますけれども、こ れと「これを目指して経営改善に取り組む農業経営」です。つまり、効率的かつ安定的な 農業経営はすでに、ある目標を達成していることになります。これがまず担い手の第1の カテゴリーです。もう1つは、そこを目指して経営改善に取り組んでいる方々で、まだ、 その域には達していないけれどもそちらに向かっている方と言うことであります。効率的 かつ安定的と言うことの意味ですけれども、安定的というのは1年だけその目標を達成し ても次に途端に駄目になってしまって消えてしまうものでは困ると言うことです。つまり、 あるレベルに達したらその後も何年間引き続きそのレベルを維持することが出来ると言う ことです。そのレベルとは何かと言うことになる訳ですけれども、基本的には農業以外の 職業の方と所得と言う意味でだいたいバランスが取れていると言うことです。つまり、職 業としてどちらを選ぼうかと、選択肢の1つになっているような農業経営と言うことであ ります。担い手と言うと大規模農業と言う形で理解されている向きも時折見受ける訳であ ります。もちろん非常に大規模と言って良いような経営に到達している方もおられますけ れども、私共が今回の改革の中で強調しているのはむしろ他の産業の方の所得とほぼ同じ くらいの所得を得ることが出来ると言う意味で、極めてささやかな目標であると申し上げ てよろしいかと思います。更に、まだ、そこまで至っていないけれども、それを目指して いる方も担い手として考えましょうとなります。そこに施策を集中しましょうとなる訳で す。もう1つ、所得は確かに他産業並みだが、しかし、働いている時間が倍であるようで は困ります。つまり、生産性と言う意味でも他産業と大体バランスが取れている。所得・ 労働時間の両面で他の仕事と比較出来るようなレベルの経営を育てていきましょうと言う ことです。また、それを目標としている人にその施策を集中しましょうと言うことであり ます。さすがに、最近では貧農切り捨てと言うような批判はない訳でありますけれども、 特に都府県の農業の場合に統計データを見ればはっきりしておりますけれども、一番経済 的に厳しいのは専業農家であり、或いは、第1種兼業農家です。農業中心だけれども、そ れだけでは完全に所得を賄えないので、他の仕事もされているような方は他の産業の世帯 に比べても、或いは、兼業農家に比べても非常に苦しい状況にある訳です。そこをサポー トしようと言うことです。農業のサイズは大きいけれども経済的には、むしろ、サポート を必要とするようなところにいろんなテコ入れをしようではないかと言うことです。 ある 意味では、その地域的に見れば北海道のような専業の世界、専業農家のまだまだしっかり している世界、そう言うところこそ経済的に非常に厳しいところがある訳です。そこをき ちんとサポートすると言うのがこの政策の狙いと言って良い訳であります。ただ、先ほど も申し上げましたけども、これは経営をサポートする経営政策についての考え方です。融 資とか農地の集中だとか、こう言ったことも施策を集中していく訳です。けれども、その

他にも例えば環境政策もあり、或いは、地域資源保全の政策もあります。地域資源の保全 であれば面としての資源を保全する施策でありますから、これは農業者ごとにこの人とこ の人は対象だけれども、この人は違うと言うようなことが適切なタイプの政策ではない。 面としての地域資源保全に関与している方であれば、これは全体としてバックアップする やり方が良いでしょう。或いは、環境政策の場合にはその方が大規模であるとか、小規模 であるとか、農業中心であるかどうかと言うことよりも環境保全型農業に取り組んでおら れるかどうか。つまり、行動の違いに応じて施策の対象にするかどうかと言うことを判断 すべきでしょうと言うことです。つまり、今、2 つの例をあげましたけれども、経営を育成 する政策以外の政策にもいろんなものがある訳です。それぞれの施策に一番相応しい形の 対象の設定の仕方を考えていく。基本計画では、このことを産業政策としての農政と地域 振興政策としての農政をきちんと分けましょうと言う書き方をしております。ただ、これ は、2 つの荒っぽい分け方と言うよりも政策にはいろんなメニューがあります。それぞれに ついて、きちんとした考え方をしましょうと言うことです。これまでは、極端に言います と全部価格政策で面倒見ましょうと言うことだった訳ですけれども、それを色々切り分け ていきましょうと言うのが、今回の施策の思想であります。加えて、政策には財源を要す る部分が多い訳であります。従って、国民の理解と言うことも不可欠であり、国民の理解 を得るためには、合理的な判断によってこう言う対象が設定されていることをきちんと説 明出来なければいけない。そう言うことにも我々は配慮したつもりであります。ただ、担 い手への重点的・集中的な実施と言う訳でありますけれども、2 つの重要な留保を基本計画 は述べております。1つは、農業経営を育てて行くけれども、しかし、その行き着く先は オーストラリアとかアメリカのような、或いは、新大陸型の農村の構造ではないと言うこ とであります。せいぜいヨーロッパ型と言うふうに申し上げて良いかも知れません。多分、 北海道の場合には、日本的な部分とヨーロッパ型の農業のミックスのようなところがあり ますから、せいぜいヨーロッパ型に近いと思います。このことの意味は、大きな農場、例 えば、オーストラリアで言えば 2 千 ha と言った農場がざらにある訳です。そう言う農場が 「ぽつん、ぽつん」と存在しているような農業の構造を描いている訳でないのです。コミ ュニティは例えば 15 分車で走っていった、小さな町で確保されていると言うような農村の 構造ではないと言うことです。北海道についても、そう言うことが言えると思います。そ れなりの数の農業者がいて、そこには農業からリタイアしたような人も含めて1つのコミ ュニティが出来ているような世界を考えるべきだとしています。特に都府県の場合はそう です。従って、高齢農家あるいは兼業農家と言うこともあって良いと言うことです。つま り、やり続ける意志があればあって良いと思います。今や東京都の面積を上回る耕作放棄 が出ている時代であります。それこそ担い手の方がフルに農業をやって、尚カバー出来な い農地があちこちに出ると言うのが現実だと思います。その意味では、少数の農家の方だ けが「ぽつん、ぽつん」と土地を守ると言う形とは違うビジョンを描いていると言うこと が1つあります。もう1つは、集落営農で経営としての実体のある組織を担い手として位

置づけたと言うことです。この点も非常に大事な点でありまして、特に都府県の水田地帯ではこの点を巡って、今も随分議論がある訳であります。ただ、北海道の場合には、この問題はちょっと位相が違うと思いますので、こう言う点も指摘されていると言うことを述べるに止めておきます。

# 2)経営安定対策(品目横断的政策等)の確立(冊子:P6)

さて、担い手の育成の基本的な方針は、今申し上げたようなところであります。同時に その一番中心の政策的な道具として、考えられているのは品目横断的な政策と言うことで あります。 6 ページの一番下の下段のところにその部分の説明をやはり基本計画の文章を 引く形で行っております。ここは、「経営安定対策(品目横断的政策等の確立 )」と言う表 現になっております。このことについて、まず、一言ご説明をしておく必要があるかと思 います。今、担い手政策、担い手を育成する政策にはいろんな政策があると言うふうに申 し上げました。公庫の融資なんかも、もちろん、その1つであります。その中で中心にな るのが経営安定対策です。この意味は、これまで品目ごとに価格を支持し、或いは、価格 に上乗せをする。或いは、価格が変動した場合にそれを均す施策を品目ごとに作ってきた 訳ですけれども、むしろ経営としての所得なり収入に注目して、これが振れた場合に均す と言うようなことを考えましょうと言うのが経営安定対策であります。問題は経営安定対 策と言う考え方は良い訳ですけれども、これをいろんな農業のいろんなジャンルにそれぞ れ下ろしていった場合にどう言うことになるか。例えば、酪農を考えてみます。酪農の場 合に品目横断的と言うことがありうるかと言いますと、酪農の場合は、殆ど生乳生産に特 化しています。そうなりますと品目特定的な政策で経営安定を図ることが十分可能なはず であります。生乳に着目するか、或いは、草地・農地に着目するか。それは別として、い わば酪農と言う専業的な分野であればそこだけに注目すれば良い訳であります。しかし、 水田作では稲作だけではなく転作の影響もあっていろんな品目を作るのが普通の姿になっ ております。或いは、畑作、十勝や斜網等の畑作であれば、畑作4品をはじめ、最近では、 野菜なんかも入っている訳であります。つまり、複数の品目を作っている訳であります。 こう言う分野の経営安定対策を考えると、当然いろんな品目をカバーすることになる。特 に、これまで品目別の対象になっていたものを複数作っておられると言う状況にあります から、これ当然まとめる形の施策になる。従って、経営安定対策が大きな枠組みとしてあ りますけれども、水田作とか畑作については、品目横断的な形の経営安定対策になると言 うことです。酪農や、ある種の施設園芸でも、経営安定対策が必要であると言うことであ れば、これは品目特定的な経営安定対策として、講じられることになるでしょう。そう言 う形になっている訳です。品目横断という言葉が非常に流布されておりますので、これは 何だと言うことになる訳ですけれども、要は、今申し上げた関係であります。もう1回申 し上げますと担い手政策があります。その重要な柱として経営安定対策があります。その 中で水田作と畑作の場合には考え方からして、当然、いろんな品目をカバーする品目横断

的な施策になる。こう言う整理であります。さて、今回の基本計画の下での改革の中で打 ち出された品目横断的政策の1つの特徴は、次の点にあります。それは、今収入の変動を 均すと言う表現をいたしましたが、これは、これで以前からこの分野の検討では当然必要 だと言う認識になっていた訳ですが、それと同時に海外との生産条件格差が、いろんな品 目について残念ながらあります。日本の農業の基礎的な条件が、特に新大陸なんかの条件 と随分違うところから格差があります。この格差については、ものによっては関税でブロ ックされています。その影響が日本には及ばないようなものもあります。米が今のところ そうであります。しかし、既に、その影響があるものがあります。畑作の4品なんかは、 いずれもそう言う形になっていると言う訳であります。従って、これまで補填する施策を 講じている訳です。今回は、海外との条件格差の中で顕在化しているものについて、それ を埋めるような施策も、この品目横断的施策の1つの柱にしましょうと言うことになった 訳です。つまり、2 つの支払いの組み合わせです。1つは、今の説明と順序が逆になります けれども、海外との条件格差で関税などブロックされていない部分について、これを補填 する意味合いのもの。これが1つです。もう1つは、仮にブロックされていたとしても、 国内の市場の条件によって、価格が変化することが当然ある訳でありますから、それを均 す形の施策。この二つを組み合わせると言うことであります。俗に、ゲタとナラシと言う ような表現が行われております。その2つの組み合わせを具体化しなさいと言うのが、今 回の改革の1つの柱になっている訳であります。それがどう言う形になったかと言うこと につきましては、すぐ後で申し上げたいと思いますけれども、ここで一番問題となったの は対象の設定です。先ほど概念上担い手と言うのは効率的且つ安定的な経営と、それを目 指して経営改善に取り組む経営だと申し上げました。所得の水準なりですでにこの水準に 到達している方を判定することは、これは出来る訳です。問題は目指す経営です。これは、 ご本人が目指しますとおっしゃった場合に全て担い手ですとして良いかどうか。そう言い たい気持ちも、特に農業の現場におられる方には、あるかも知れませんけれども、お金を 出す方の観点から見た場合に本当に、この政策を行うことで直ぐにとは言わないまでも、 いずれ、ちゃんと国民にその成果が戻ってくると言えるかどうか。例えば、しっかりした 食料の自給なり、或いは、安くて美味しい安全な食品が手元に来ると言う意味で、ちゃん と納税者・消費者の元にもきちんと効果が戻ってくることがはっきりしているかどうか。 こう問われた場合には、やはり、目指しているとは言ってもちゃんと相当程度の可能性を 持って、その域に達することが出来ると判断される方に講じましょうと言う判断をする必 要がある訳です。ここまでは良い訳ですけれども、具体的にどうなるかといえば、特に農 業団体と政府の間、或いは、農林水産省と例えば財務省の間のせめぎあいがある。財務省 は納税者の立場をやはりきちんと主張すると言う役割を果たしている訳であります。いろ んな意味で財務省等からのご指摘があります。私は、大変重い指摘も多いと思います。ま た、妥当な指摘も結構あると言うふうに思っています。それにも、きちんと耐えられるよ うな政策の組み立てになっているかどうかは、非常に大事なことだと思います。財務省が

と言うよりも納税者なり有権者として、国民がどう言う判断を持っているかと言うことに 我々は、もっと神経を使う必要がある。そう言う意味でも、こう言った外からのいろんな 声にも謙虚に耳を傾ける必要があると思う訳です。

# 3) 農地制度の在り方(冊子:P7)

さて、3番目の改革の柱は農地制度のあり方であります。ここは、やはり北海道と都府県 で大分違いますので、ごく簡単にすませたいと思います。後ほど、資料をお読みいただけ ればどう言う方向になるかと言うことは、お分りいただけるかと思います。先ほど、すで に東京都の面積上回る耕作放棄地があると言うふうに申し上げましたけれども、北海道の 場合にはゼロとは申し上げませんけれども、そう言う状況にはない。都府県にまいります と平地であっても結構、草が生えて放置されているようなところがあります。中山間の場 合は、それはそれで考えなければいけない要素がございますけれども、結構、農業上の条 件の良いところですら放棄されているところがある訳です。今回は、それに対してある意 味ではかなり強制的な権限を行使することの出来る仕組みを作っております。詳しいこと は申しませんけれど、例えば、何かの物置などに利用するなど、ほったらかしにしていて、 色々指導するけども聞かないと言うことであれば市町村長が代執行して、農地に戻す。障 害物を取り除いて、ちゃんと農業が出来るような形にする。また、耕作の適格者が側にい れば、その人に利用権を設定することもできます。これは知事の権限でと言うことであり ますけれども、出来るようなシステムにしております。これらは、制度上の改革として、 大変重い一歩を踏み出したと言うふうに思っております。土地の問題と言うのは、要は、 私権と公共の福祉の観点からの制約のせめぎ合いのようなところがございまして、日本の 場合には残念ながらと敢えて申し上げますけれども、私、権優位、つまり、持ったものが 勝ちと言う伝統と言いますか判断の積み重ねがずっとあったと言って良いかと思います。 今回は、その問題について、相当踏み込んだと思います。この 10 年ほど農地の問題につい て、色々議論があった訳でありますけれども、どうしても、私権に対してこれ以上は手を 出せないと言うある種のあきらめと言いますか、限界感と言うようなものが農水省の中に あったと思います。ある意味では当然だったと思います。改革案を持っていっても法制局 ではねられてしまう。こう言う状況を小さな一歩かも知れませんけれども突破したと言え ます。つまり、きちんと食料生産に使う農地については、そう言う形で使っていない人に ついては、「それは駄目ですよ」と告げる。言うことを聞かないのであれば、ちゃんと農業 が出来るような形に整備して他の人に貸しますと言うことです。そこも出来るようにした 訳です。ある意味ではこれは伝家の宝刀であります。これがあることによって、そんな事 態になる前にきちんとした調整が出来るような形になれば、これがベストだろうと思って おります。

もう1つは、特区制度が事実上全国化されると言うことであります。これは耕作放棄地がある、或いは、その出現の恐れのある地域で市町村が計画の中に書き込むと言う前提の

元でありますけれども、リース方式によって、農業生産法人以外の法人、或いは、NPO が 農業を行うことが出来るようになると言うことであります。北海道でも幾つか事例がある と思います。特区の中で、特に、食品産業と建設業が農業に参入しているケースがかなり 出ております。それぞれ、そんなに経営は簡単ではないなと言う印象を持っておられるよ うな感じがございますけれども、しかし、取り組みは非常に真摯、熱心であると、私は、 総体的に評価しております。むしろ現場の市町村のほうから依頼を受けて農業に参入して いると言うケースも結構ある訳であります。ここは良い方向への一歩を踏み出していると 思っております。問題は、今も時々議論がある訳ですけれども、一般の企業にも所有権、 農業を行うのであれば所有権も認めるべきだと言う議論をどう考えるかです。ここは、今 後、また、議論が再燃し、いろんな議論が行われることがあるかも知れませんけれども、 私の今の考え方を申し上げますと、その問題よりもと言いますか、その問題の根本にある 問題をきちんと解決するためにも、私は、むしろ借地農業の安定化を、この際、いろんな 角度から検討してしかるべきだろうと思います。と言うのは、まじめに、所有権まであっ た方が良いと言う声の中には、これは、やっぱり耳を傾けるべき要素があります。土地に 投資して経営の計画を立ててやり始めたのはいいのだけれども、ある時期が来たら土地を 返してくれと言われる。今、短期の更新で利用しているケースが多い訳でありますから、 返してくれと言われればこれはしょうがない訳であります。返したのはいいのだけれども、 これは別に企業と地主との間の関係だけではなくて、通常の農家と農家の間の関係でもあ ることですが、返したのは言いたいのだけれども、その次の年から何をやっているかと言 うと草が生えている状態だと言う残念な話が結構あちこちにあります。この際、いろんな 意味で借地の安定化を図ると言うことを政策課題として、きちんと前面に掲げて必要な制 度改革を行うべきだと思います。と申しますのは、北海道はある時期まで一貫して、売買 で有償の売買で規模の拡大がされてきたと言うことがございます。ただ、最近は貸借で行 われているケースが増えていて、同じ問題があると言うふうに思っておりますけれども、 都府県では、比較的早くから、売買での農地の拡大は無理だ、地価の高騰のもとで無理だ と言う状況になった。従って、貸し借りで行きたい。ところが貸し借りは戦後の農地改革 の記憶、或いは、戦前は、農地の制度の経緯の中で貸したら返ってこないと言うように小 作人・借地人の権利を非常に強く保護していた訳です。貸したらもう返ってこない可能性 がある。「だったら貸さない」と、こう言う状況に突破口を開こうと言うことで農地法の改 正が行われたのが、1970年です。その後、いろんな制度が出来ておりますけれども、どの ような形で変わってきたかと言うと、農地を貸しやすくするために地主側の権限をむしろ 強くしてきた訳です。いつでも返してもらえる様になりましたと言う訳です。しかしなが ら、先ほど申し上げましたような耕作放棄を許さないと言うような意味での一方の制度の 強化もある訳ですから、そこのところは、今の時代の目でもう一度、農地制度の見直して みる必要があるのではないかと思います。農業をきちんとやれないような人が返してくれ と言ったら、それは認めないような世界をやっぱり考えていく必要があるだろうと思いま

す。地主の権限を強めることで貸しやすくしてきたと言う世界にそろそろ別れを告げても良いのではないかと思います。そのことで農地をきちんと使える人であれば長期的に農業が出来ると言うことになれば、所有権云々と言う話のまじめな議論の多くの部分を解消出来るのではないかと思っております。もっと言えば、更に進んで農地と言うのは所有しているものの「勝手だ」、「自由だ」と言える世界から別れることが出来れば、その場合の所有権と言うものは、相当いろんな制約の下にある所有権になります。その世界が確立されれば所有権の取得と言うことも良いかも知れません。しかし、そこに行くには、まだ、私はやるべきことが随分残っていると思います。やるべきことは、1年や2年で済む仕事ではないだろうと思います。

#### 4) 資源保全施策の在り方(冊子: P8)

4 つ目の柱は、資源保全施策のあり方についてであります。資源保全施策の資源は、地域 の共同で維持管理し、共同で利用するものであります。従って、典型的には農業用水・農 道、或いは、北海道なんかですと防風林なんかもそう言う意味合いを持つところがあるか も知れません。個々の農場だけでなく地域全体として意味のあるような資源です。それに ついて、特に都府県でこう言う言い方があります、集落機能は低下している。高齢化・混 住化、或いは、過疎化、人が居なくなると言う中で、今は何とか用水路も維持出来ている けれども、5後10年後非常に心配である。これはやっぱり何とかする必要がある。ある面 予防的な措置と言う意味合いのある施策と言って良いかも知れません。こう言う発想から 出てきているのが資源保全施策であります。もう1つ、あまりこの点は強調されていない けれども、実際には非常に重要な問題としてあるのは、これから益々、貸借でもって農業 の担い手が土地利用型農業について規模を拡大していくとすれば、大きな借地農と小さな 地主と言う構図がいろんな村に出てくる訳であります。北海道でも部分的にはそう言う構 図がある訳です。そうなりますと利用する人と所有する人のどちらが用排水路の維持管理 を担当するか。あるいは、両方で担当すると言う形でも良い訳でありますけれども、利用 権者と所有権者のずれ、或いは、二重化が生じた中で地域資源保全の役割分担はどうする か。これも実は、資源保全施策を考えていく場合の非常に重要なポイントであります。こ れは土地改良の関係の方は、ご承知のことかと思いますけれども、いわゆる三条資格者の 問題です。土地改良区の設立なり、土地改良事業の実施の資格を持つ土地改良法の三条の 資格者の問題とも密接に絡んでいます。資源保全施策、そのものは末端の水路や農道を想 定しておりますけれども、土地改良区が管理しているような施設についても問題はある訳 です。或いは、土地改良区、そのものの構成と言う点と実はかなり絡んでおります。三条 資格者は貸借の場合原則耕作者と言う表現に法文上はなっているはずであります。実際に は、行政指導も行われているはずですけれども、短期の利用権の設定の場合は所有者が資 格者として、参加している場合が多いと思います。つまり、法が予定していたのは、古い 農地法の耕作権が非常に強く保護されている世界の貸借であって、今のように戦後の農地

制度の改革の中で生まれてきた短期の賃貸借は、そもそも法律で予定していなかった事態であって、そこで法律の条文の建前と実際の運用の一種の齟齬が出てきている。これをどうするかと言う問題がリンクしていると思います。その意味では、資源保全施策と言うのは、古くて新しい問題にも実は通じていると言ってよろしいかと思います。基本計画の段階ではこの施策の必要性やどう言う形の施策を打ったら一番良い形になるかについて、検討する必要性を指摘した訳であります。現在、19年度から実施することを目指して、検討が進められております。この点は、後ほどもう少し更に踏み込んだお話をいたしたいと思います。

#### 5)農業生産環境施策の在り方(冊子: P8)

最後の柱は環境政策であります。これは基本計画の中でかなり明瞭に書かれておりまして、3つの柱があります。1つ目は、農業者である以上、当然、これは守っていただく最低限取り組むべき規範を策定することです。これは、もうすでに去年の内に出来ております。これが1つであります。2つ目の柱はこの規範について、守っていくためのインセンティブと言いますが、力が必要でありますけれども、その為に、色々な施策をこれから打っていきます。例えば、先ほどの品目横断的な政策がございます。この政策の対象になりたいと言う方は、この規範を守って下さいと言うことを打ち出しております。しばしばクロス・コンプライアンスと言う言い方をしている手法であります。これが2つ目の柱であります。3つ目はこの基準よりも優れた取り組みについては、バックアップします。ある水準までは皆さん必ず守っていただきましょうと言う政策とともに高い水準の取り組みは、むしろ政策的にバックアップする方向が打ち出された訳であります。これも19年度からの導入と言うことです。以上、5つの柱を少し駆け足でありますけれども、申し上げてきた訳であります。

#### 改革のいっそうの具体化に向けて:経営所得安定対策等大綱(冊子:P9)

以上は基本計画の記述でありまして、これが冒頭申し上げましたように、昨年の 10 月 27 日の経営所得安定対策等大綱の中で短い文章でありますけれども、更に具体的な形として提示されている訳であります。その点を少し申し上げておきたいと思います。まず、品目横断的政策であります。これは 2 つだけ申し上げておきたいと思います。 1 つは、面積の対象要件です。これはもともと基準となる所得があって、それを面積に転換するとこうだと言う関係になります。生涯所得と言うような言い方をしておりますけれども、他産業と大体バランスが取れる所得がある。それを面積に落とすと大体何 ha と言うことになります。問題は効率的かつ安定的な経営を目指すと言ところをどの程度に設定するかと言うことであります。大雑把に言って半分です。その考え方から出てきたのが北海道で 10ha と言うことであります。これは稲作地帯でもいろんな工夫をすれば農業をやりたいと言う意欲を持っている人や多少足りない人であっても、そこに少し農地を集積するような工夫をすれば

意欲的にやっていこうと言う人にとっては、実現不可能なレベルの数字ではないと思いま す。現に、そう言う形の調整を行っている話を聞いております。同時にこの大綱自身、私 は作成に関与していませんが見たときに驚いたのはこの基準が畑作・水田作共通の面積に なっていることであります。経営モデルなんかを作る場合には、北海道の皆さんおわかり だと思いますけれども、例えば、水田で10という数字が出てくれば畑作の場合には20と か25。大体そう言う感覚だったと思います。それが今、殆ど同じレベルと言う扱いになっ ている。他の要素もあるかも知れませんが、土地当たりの収益性という点で水田と畑作で、 そんなに差がない時代が来ていると言う認識と言って良いかも知れません。この点は、北 海道にとって、特に少し、ご注意頂きたい点かなと思います。です。もう1つは、対象作 物でありますけれども、麦、大豆、甜菜、でん原馬鈴薯。それから、変動の均しについて は米もそれに加わると言うことであります。米については今のところ関税でブロックされ ていますからゲタの対象にはならない訳でありますけれども、しかし、仮に交渉の結果ブ ロック出来ない、部分的に出来ないと言うようなことがあるとすれば当然対象になると言 う含みがある訳であります。その意味では何があっても、それに対抗出来るような準備を しています。更に、加えますと、これは一応WTOの協定上は緑の政策を基本とする訳で すけれども、これだけでは日本の農業のこれからの発展を図る政策としては十分ではない。 緑の政策は生産量とか品質とは無関係にそもそも支払うべき性格のものであると言うこと になっています。それだけでは足りない。従って、今回の施策では黄色の施策も併せて使 用します。つまり、生産を刺激するような要素も組み合わせるようになるだろうと思いま す。これは別に、日本だけではありません。実はヨーロッパ農政の改革でもこう言うジク ザクがありました。完全に緑にしようと言う声もあります。このような声に対して、特に、 フランスなんかが相当抵抗したこともあって、一部青色の施策と組み合わせる形になって おります。日本の場合には、これは必要な施策だろうと言うふうに思っております。最後 に、ぜひとも資源保全施策と環境施策について、経営所得安定対策等大綱でどう言うふう に表現されているかです。実は、かなりリンクした政策として打ち出されております。こ れが最大の特徴だと思います。大綱の表現で言いますと共同活動への支援、或いは、基礎 支援これがいわゆる資源保全施策であります。これは用水路や農道の管理について、ある 範囲、北海道の場合であれば支線組合の範囲と言うようなことになるかも知れません。必 修科目的なこと、それプラス選択必修的な取り組みを組み合わせて行っている地域に対し て助成をしましょうと言うことであります。これは資源保全施策であります。一方、環境 の方はこれまでの検討は一応別々の形で走ってきた訳ですけれども、どうもリンクする形 になっている。どう言うふうにリンクしているかと言いますと、特に環境保全に優れた取 り組みを行っている人を支援する。これを営農活動への支援、或いは、先進的営農支援と 言うふうに言っておりますけれども、この対象は資源保全施策の対象になっている地域で あることがまず、第一の要件とされました。資源保全施策が 100%対象になるかと言うと、 私はそうではないだろうと思います。そうしますとここはちょっと問題として残っている

訳であります。資源保全施策は地域の取り組みであります。そこで、どうもうまく行かな い、対象にならないと言うことになりますと、そこで行われている環境保全への優れた取 り組みが仮にあったとしてもそれは対象にならないと言うことになる。ここは特認と言う ようなことも含めていろいろ考えてみる必要があるだろうと思います。その点が1つあり ます。もう1つの問題は環境保全型農業についても地域的な地緑的な、或いは、集団的・ 組織的な取り組みを応援したいと言うスタンスであります。恐らく水田農業の場合にはこ う言うことで妥当な面が多いだろうと思います。ただ、畑作、或いは、野菜のようなもの で環境保全型農業の取り組みをやっておられる方は、地緑的にまとまっているケースだけ ではないはずであります。良く、或いは、例えば生協との関係に非常にしっかりしたもの があって、その販売でも有機農業のグループが結束して取り組んでいる。しかし、グルー プは町内の「あちらこちら」でやっております。或いは、複数の町言うケースもあります。 こう言う場合も大変優れた取り組みが多い訳ですけれども、今の形で行くとちょっとうま く支援の対象にならないと言うことがあるかも知れません。ここは、まだ現在検討中であ りますけれども、そう言う形で少しリンクしたことによるマイナス面と言うことが気にな る点であります。さて、お約束の1時間半にそろそろ近づいておりますので、最後の点に 入って終わりたいと思います。

#### 地域資源保全施策の今日的意義 (冊子:P10)

資源保全施策の意味合いについて、ごく簡単に触れて、今日のお話を終わりたいと思い ます。お集まりの皆さんには、農業・農村及び土地改良に非常に関係の深い方が多いと言 うことであります。特に、この点は、私なりの思いを申し上げておきたいと思っておりま す。地域資源保全と言うような施策の発想そのものが非常に日本的と言いますか、アジア 的だろうと思います。ヨーロッパの農業にもアメリカの農業にも、或いは、日本の農業に も共通の点がもちろんあります。ただ、アジアや日本の農業にはやっぱりヨーロッパ・ア メリカの農業とは違う要素があると思います。私は、日本の農業、或いは、これからのア ジアの農業は2階建ての構造を持っていると言う言い方をしております。上の階は要する に市場適応の層です。マーケットに対してどれだけ良いものを作るか、或いは、生産資材 ではどれだけ安く買うかと言う次第です。その意味では農業以外のビジネスにも通じる様 な側面です。もう一方、下の階には市場経済とは、ちょっと別のレベルの取り組みがある。 地域社会として、「水なり」「土地なり」をきちんと確保して、それが個別を農家が使う。 いわば、コミュニティをベースにした農業の生産基盤の確保であり利用であると言う階。 その2階建てになっております。上の階の市場適応については、品目横断的政策と言うよ うな形でこれをバックアップする。同時に下の階もしっかりして頂かなければ困ると言う ことです。但し、これは経営をバックアップすると言うよりもむしろ地域のコミュニティ の活動をきちんと維持する。或いは、それを奮い立たせるような、或いは、暖かく応援す るような、そう言う施策です。この2階建ての構造を私は現にそうあると言うことと同時 にこれからもそうあることが日本の社会にとって、農業・農村だけではなく、日本の社会 全体にとって価値のあることだと考えている訳であります。そこをきちんと応援するよう な施策として、地域資源保全施策が提起されております。農村の人にとっては当たり前の ことですが、今の時期になれば水路の浚渫が必要です。これから夏にかけては草刈り等々 の作業がある訳です。基本的には、支線組合を通してみんなで出てきて仕事をする訳です。 公民館も自分たちで管理する。農村の社会にとっては当たり前であります。ただ、こう言 う身近な資源環境を自分たちが共同で守り、また、共同で利用すると言う取り組みは、実 は、都会では、とうの昔に失われてしまった取り組みだと思います。私は、むしろ、その ことによって、都会では随分大きな政府を助長してきた面があると思います。昔は町でも、 例えば、側溝などの清掃をするのは地域の住民の仕事であったはずでありますし、都会で も結構共同の営みと言うのはあったはずであります。ただ今は、インフラを要するに住民 が何もしなくても良いような形で整備している訳であります。住民はどうすれば良いかと 言うと税金を払う。或いは、料金を払う。殆ど、その種の活動にタッチしなくても済むよ うなところにいる訳であります。本当にこれで良いのかどうか。これがある意味では中央 政府・地方政府も含めて財源の膨張に繋がっている部分があると思います。農村の部分で は、少なくとも末端の資源環境は自分たちで管理する。これは都会では行政がやっている ようなことを自分たちでやっていると言う意味では、むしろ都会の側が見習うべき要素だ ろうと思います。NHKの番組に「難問解決ご近所の底力」と言う番組があります。ああ 言う番組が結構視聴者を惹きつけている背景には、コミュニティと言いますか、共同活動 に対する欠乏感が都会の側に出てきている面がある。それがああ言う番組の人気に繋がっ ているような気がする訳です。むしろ、今、農村で行われている身近な資源環境は自分た ちできちんと守る、それを子供孫の世代に伝えていくと言う仕組みを都会に、もう一度移 転するようなことがあって良いと思います。今回の資源保全施策のベースにあるべき考え 方は、都会の側から農村の良さと言うものをもう一度きちんと評価すると言うことです。 きちんと評価し、或いは、尊敬のメッセージを送ることも大事なことと思います。私は、 決して、お金の額の問題ではないだろうと思います。お金の額になりますと多い方が良い と言う話があるかも知れませんけれども、極端に言いますと、これまでは無償で皆さん出 てきたものについて、お金を払うと言うことになってしまうと、むしろコミュニティの力 をバラバラにしてしまうことに繋がる危険すらあると言うふうに思っています。従って、 ここはコミュニティの活動をそれとしてきちんと守る、また、その輪を拡げていくと言う ところにどうやってうまく使うかと言うことにポイントがあると思います。もう1つ申し 上げますと、最近では用水路、或いは農業・農村の整備で近自然工法と言うような動きも あります。人工物化一本槍で本当に良いのかと言う声もあります。これは、それぞれの地 区の判断だと思います。ただ、今回の地域資源保全はいわば手作業による保全の負担があ るとすれば、それをサポートしようと言うことです。これまでこれをどんどん近代化し、 人工物化することによって、作業そのものが必要ないと言う世界をなるべく作ろうとして きた流れから言いますと、ちょっとこれは異質の要素と言う面もある訳であります。極端に言えばパイプライン化する。排水路をパイプライン化すると言うのはちょっと無理な話でしょうが。他方で近代化について、少し考え直す機運があります。自然への親しみと言うような要素がきちんと残るような形にしておきましょうと言うことになりますと、どうしても地元の人への負担というものはこれまで通り、或いは、これまで以上になっていく。そこをなんとかしようと言う発想もある訳です。その点で言えば資源保全政策の発想と環境保全政策の発想は通じているところがあると言って良いかも知れません。

最後に、北海道の農村の良さと資源保全政策の活用と言うことについて、一言だけ申し 上げて終わりたいと思います。今、私、農村コミュニティの素晴らしい要素は都会にも移 転すべきだと申し上げました。ただ、半面、農村には、いろんな慣習があります。決まり 事だから必ず出てきなさいといったことですが、これが窮屈であると言う面も否定出来な いと思います。また、農村の場合には出るくいは打たれる。人と違ったことをやると周り から白い目で見られると言う要素がなくはないと思います。一番極端なケースが村八分で す。ここは、特に若い世代にとっては、ちょっと考え直して欲しいと言うところだと思い ます。従って、資源保全の共同の営みは非常に大切でありますけれども、これも決まって いるからやると言うよりも、それぞれの自立した農業者が納得、合意の上で共同の仕事を する。そう言う形に少しずつ変わっていく必要があるだろうと思うのです。ベースはある 訳です。しかし、その意味をきちんと問い返してみる必要がある。この点で、北海道の農 村の場合には開放的な面がある訳です。私も2、3経験しましたけれども、集落と集落が一 緒になってしまうと言う都府県ではとても考えられないようなことがぱっと起こります。 ここにいた人が移転して、移転先の集落にすっととけ込んでいくと言うようなことを言う こともあります。そもそも集落の班域と支線組合の班域が違うと言うこともあります。そ う言う意味では個々の農業者の自立性と言うことを前提とした繋がりであると言う意味で は北海道の農村部と言うのは、この地域資源保全施策の使い方もそうでありますけれども、 都府県には、ちょっとない、新しい農村のあり方を考える上でも大変興味深い、また、や りがいのある取り組みと言うことになるのではないかと思う訳であります。以上で私のお 話を終わらせていただきたいと思います。どうも長時間、ご静聴ありがとうございました。

# 〔質 疑〕

# 司 会

先生には大変貴重なご講演ありがとうございました。先ほどの開会の挨拶にもございましたように先生にはこの後の日程が大変詰まっているところでございます。ただ、この機会に是非お聞きしたいと言う点がございましたら、先生に若干の時間をお借り致しましてお受け願いたいと思います。何方か、この機会にお聞きしたいと言うようなことございま

したら挙手ちょっとお願いをしたいと思います。どなたかおられませんでしょうか。それ では、前の方。質問をお願いしたいと思います。

#### 質 問 者

先生のお話の中で、農業は2階建の構造を持っているとのご説明がありましたが、その市場適応と地域社会の維持みたいなこと。特に、地域社会について水とか農地に関しては土地改良事業とすごく密接な関係にあるところですが、今後、その農地制度の変革等の中でリース農地の議論などが出てくる中で、土地改良事業の負担金の問題等について、現在では大体地主負担と言う形になりますが、そこにリース農地のような概念が入ってくるとその仲介する自治体と、それから利用者と地主と言う3つの関係者が生じてきます。こう言う中で、今後の負担と言う概念のあり方みたいなのをどう言うふうに行っていいのかを教えていただきたいです。

#### 生源寺先生

これは、大変難しい問題で農林水産省の中でも研究されていることと思っています。そ れで抜本的な解決策なり、新しい発想に立つと言うことも、まず、1つはあり得るだろう と思っております。そもそも、今の負担の場合、経常賦課金はちょっと別として、特別賦 課金の場合、つまり建設投資のような場合に、これまで一応公庫資金の介在と言うことも あって、投資の時点で固定した額が、そのまま、ずっと年度付加金として払われてきて、 それが難しくなると、いろんな対策でもって絆創膏を貼ってきたみたいなところがある訳 ですけれども、私は、土地改良制度の戦後の流れで米価が完全に維持されている、サポー トされていた時の負担金の考え方と、そうでない今の状況の場合での負担金の考え方と言 うのは、そもそも相当変えるべきだろうと言うふうに思っております。もう遅いのかも知 れませんけれども、例えば、料金と言う形で、すでに米価も下がってその効果はかなり消 費者に移転されているので、この年の料金は、その部分を考慮して、こう言う形だと言う ような考え方と言うのはあり得たと言うふうに思っています。そこまで踏み込んでいくこ とが出来るかどうかと言うのが、まず、大前提としてあると思います。問題は、さは、さ りながら負担そのものは地元負担という部分は残るとして、それをどう負担するかとです が、私は権利関係を一応しっかり確定をしておけば、その後は当事者間での負担の転嫁と 言う形で調整することも可能ではないかと言うふうに思っています。どちらかと言うと、 一番やりやすいのは地主負担だろうと私は思います。これは、一義的には地主が負担する と言うことになります。要するに土地改良の設備なり、或いは、土地に合体したいろんな ものは一義的には地主資本である。つまり、家主が責任を持って、ある水準のものを整備 して行くものであって、しかし、その負担は当然、賃借料の一部と言うか、そう言う形で いただくと言う関係が多分一番安定的ではないかなと言うふうに思っております。 しかし、 所有者の中には、そこにいないと言う人も出てきています。その土地に住んでいない。そ う言う場合の調整と言うか、その場合にはそこから取り立てると言うことになるのか、ど

うか、その仕組みを作っていくことが必要だと思います。一旦その地主が負担したものを 小作料として転稼するのか、或いは、その部分も折半して利用権者もある程度もって貰う かも知れない。その辺があるので調整の関係かなと言うふうに思っています。問題は先ほ ども制度の建前と実態の乖離と言うことでお話しましたが、はっきりしていないことじゃ ないかと思います。はっきりさせることで、全国が一本化し、同じ形ではっきりさせるか どうかは別として、一応権利と義務はこう言うことですよと言うことをはっきりさせるこ とによって、その後の調整がある意味ではやりやすくなるのではないかと思っています。 もう1つ、考慮事項があるとすれば、いわばこれから同意を得ていくと言うような場合に、 例えば、そこにいないような地主の人にも三条資格者として同意に参画するようなことが 建前上、或いは、あるのかも知れませんけれども、そこは地主プラス利用権者なり、或い は、利用の大きさにパラレルになるような投票権のように、農業を良い方向に持っていく のに相応しいような意志決定の仕方と言うものをもう1つ仕組んでおくと言うことがもう 1つの配慮事項として必要だろうと思います。なかなかスカットした回答の出来ない非常 に難しい問題ですけれども、いよいよそう言う問題も避けて通れなくなっている。最後も う1つだけ申し上げますと、この問題について劇的に考えなければいけなくなるケースは、 WTOの交渉は、その後のお米が、どうなるかと言うことだろうと思います。仮に関税に よるブロックが不完全になるとすれば当然価格に影響してきます。国内の需給のバランス と全然違う要素が入って来たときに土地改良の負担金等について、どう言う考え方を整理 するか。先ほど私料金と言うふうに申し上げました。これは、ある意味で言いますと土地 改良の施設をいわば公物と言うふうに考えて、それについての料金を徴収すると言うよう なことをちょっと頭に置いて申し上げた次第ですけれども、それもお米の世界、或いは、 他の農産物でも良いのですけれども、これまでと全然違うような環境が生まれた時には当 然直面せざるを得ない問題ではないかと思っております。

#### 司 会

生源寺先生ありがとうございました。先生には長時間に渡りご講演大変ありがとうございました。以上をもちまして、平成 18 年度第 1 回土地改良研修会を終了させていただきます。本日はご苦労さまでした。

# 農政改革と近未来の食料・農業・農村

生源寺眞一

# I. 新たな食料・農業・農村基本計画

- 1)食料・農業・農村基本法(1999年7月)に基づいて2000年3月24日に閣議決定された初回の食料・農業・農村基本計画。基本法は「食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更する」ことを規定。
- 2) 2005年3月25日に新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定。食料自給率の目標を再設定するとともに、「担い手の明確化と支援の集中化・重点化」「経営安定対策の確立」「農地の有効利用の促進」「環境保全型農業の促進」「農地・農業用水などの資源の保全管理施策の構築」をはじめとする農政改革の方向を提示。新たに「食料・農業・農村基本計画工程表」を作成し、そのなかで農林水産物・食品の輸出額の目標(\*) やトレーサビリティ・システム導入の目標(\*\*) を設定。
  - \*)2009年度までに農林水産物・食料の輸入額を倍増。
- \*\*) 2007年度までに生鮮食品および加工度の低い加工品を対象として導入品目割合を50%に。

# 【新たな食料・農業・農村基本計画の目次】

まえがき

- 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
  - 1 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性
  - 2 改革に当たっての基本的視点

#### 第2 食料自給率の目標

- 1 食料自給率の向上に向けた取組の検証
- 2 食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方
- 3 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

- 4 食料自給率の目標
- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 1 食料の安定供給の確保に関する施策
  - 2 農業の持続的な発展に関する施策
  - 3 農村の振興に関する施策
  - 4 団体の再編整備に関する施策
- 第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 1 政府一体となった施策の推進
  - 2 施策の工程管理と評価
  - 3 財政措置の効率的かつ重点的な運用
  - 4 的確な情報提供を通じた透明性の確保
  - 5 効果的・効率的な施策の推進体制
- 3) さらに新たな農政手法について具体的な詰めを行ったうえで、2005年10月27日には農林水産省として「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・環境保全向上対策(仮称)」の3つの柱からなる「経営所得安定対策等大綱」を決定。「品目横断的経営安定対策」と「米政策改革推進対策」は表裏一体、「品目横断的経営安定対策」と「農地・水・環境保全向上対策」は車の両輪と表現。
- 4) 今後は「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」をはじめとする農政改革関連法案の審議と本年8月に予定されている2007年度の概算要求の準備作業のなかで、改革の具体像をさらに練り上げることに。足かけ3年を要した新たな農政の枠組みづくり。
- Ⅱ. 新基本計画策定までの経緯
- 1. 農政改革の課題と基本計画
- 1)2003年12月9日の農林水産大臣の諮問を受けて、2004年1月30日に食料・農業・農村政策審議会企画部会(以下、企画部会)を開催。審議会として基本計画の見直しに向けた検討を開始。
- 2) 農林水産省の内部では2003年8月29日の大臣談話によって改革のプロセスがス

タート。大臣談話は以下の課題の検討を省内に指示(「改革の主要3課題」)。

- ①品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払も視野に入れた、地域農業の担い 手の経営を支援する品目横断的な政策への移行。
- ②望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革。
- ③環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能発揮のために不可 欠な農地・水等の地域資源の保全のための施策の確立。
- 3)「改革の主要3課題」は「現行基本計画決定時からの課題」(大臣談話)。表現は多少異なるものの、「品目横断的な政策への移行」、「農地制度の改革」、「環境保全を重視した施策」は初回の基本計画のなかで「検討を行う」ことを明記。企画部会ではこれらの積み残しの課題を先行的に検討。
- 4) 2004年夏までは「改革の主要3課題」を中心に検討。企画部会は8月6日に「中間論点整理」について実質的に合意し、同10日の政策審議会に報告。農政当局にはいくつかの宿題を提示。とくに望ましい農地制度のありかたについては、できるだけ早期に検討結果を報告することを要求。

# 2. 再開後の企画部会の日程と議題

9月1	6 日	食料の安定供給と食料自給率
		食生活の現状と食育の推進
10月	1日	担い手・農地制度
10月	8日	担い手・農地制度
		食の安全・安心の確保
		食品産業の競争力強化
10月1	5 日	経営安定対策
10月2	9日	経営安定対策
11月	9日	生産対策
	·	新技術・品種の開発・普及
		農産物・食品の輸出促進 等
11月1	7 日	バイオマス利活用の推進
		農村の振興等

11月30日	食料自給率
	食の安全・安心の確保
	食品産業と農業の連携の推進
	担い手政策と地域振興政策の関係
12月 7日	9月再開以降の議論の整理
12月14日	基本計画の構成案
1月28日	新たな基本計画における食料自給率目標
2月10日	基本計画の取りまとめに向けた議論
2月24日	基本計画の取りまとめに向けた議論
3月 3日	基本計画の取りまとめに向けた議論
3月 9日	食料・農業・農村政策審議会として答申

# Ⅲ. 新基本計画のポイント(1):食料自給率目標の再設定

1) 再開後の企画部会の重要なテーマは食料自給率目標のありかたや自給率・自給力の向上に関連する政策の検討。2000年の基本計画の掲げた自給率の目標については、5年後の達成は困難であると判断。新基本計画では2015年を目標年として食料自給率の目標を再設定。

# 【新たな食料自給率目標】

	現状(平成15年)	目標(平成 2	7年)
	2003年	201	5年
供給熱量ベースの総合自給	率 40%	4	5 %
生産額ベースの総合自給率	7 0 %	7	6 %
主食用穀物自給率	6 0 %	6	3 %
飼料用を含む穀物自給率	2 7 %	3	0 %
飼料自給率	2 4 %	3	5 %

2) 初回の自給率目標が達成困難と判断したことについて、新たな基本計画は消費面と生産面について要因を整理。そこで浮き彫りにされたのは、農業生産と消費者・実需者をつなぐコミュニケーションの不足。「輸入品に比べて生産・流通過程が見えやすいという国産農産物の有利性」が「十分に活かされていない」点や、「食品産業に対して国産農産物を使用するメリットを十分説得的に提示できていない」点を指摘。「消費者や実需者のニーズが生産者に十分伝わっておらず」、「食品産業のニーズに対応し得る生産供給体制の構築がな

されていない」とも指摘。

3) カロリーに着目する供給熱量総合自給率は食料安全保障の問題と密接に関係。産業としての国内農業の重みを評価する観点からは、生産額(金額)ベースの自給率に着目することも重要。食料安全保障という意味では、自給率もさることながら、絶対的な自給力の水準が決定的に重要。成熟した感のある食料自給率をめぐる議論。

【参考】熱量ベースと生産額ベースの自給率(2002年度)

	熱量ベースの自給率(A)	生産額ベースの自給率(B)	B/A
全 国	4 0 %	6 9 %	1. 7
北海道	1 9 0 %	177%	0.9
青 森	1 1 5 %	1 9 0 %	1. 7
岩 手	102%	1 7 9 %	1.8
宮 城	8 1 %	1 0 7 %	1. 3
秋 田	158%	1 4 7 %	0.9
山 形	1 2 8 %	1 6 1 %	1. 3
福島	8 2 %	1 1 8 %	1. 4

# [新基本計画の記述]

「食料が、国民の毎日の生活に欠くことができない最も基礎的で重要な物資であるとの点を踏まえ、引き続き、供給熱量ベースの総合食料自給率を目標として設定することを基本とすることが適当である」。

「一方、国内農業と食品産業との連携強化、地産地消や消費者への直接販売等に重点的に取り組むことにより、多様な消費者・実需者のニーズに的確に対応した国内生産の増大を図ることが一層急務となっている。このため、比較的低カロリーであるものの、国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜・果実や、相当割合で国内で生産されているにもかかわらず、飼料の多くを輸入に依存しているため、供給熱量ベースの自給率が低く算定されている畜産物等の生産活動をより適切に反映する観点から、供給熱量ベースに加え、生産額ベースの総合食料自給率の目標も併せて設定することとする」。

「不測時における食料安全保障を確保するため、平常時から、国内農業の食料供給力の要素である農地・農業用水、担い手、農業技術等を確保していくとともに、不測時における 国内農業生産による供給可能量の水準や食料供給の確保のための対策等について、国民に 対して普及・啓発を行うことが必要である」。

- Ⅳ. 新基本計画のポイント(2):農政改革の基本方向
- 1)担い手の育成・確保
- ①「幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話合いと合意形成を促がしつつ地域における担い手を明確にした上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施する」。担い手とは「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営」。
- ②「これまでの政策展開においては、農業を産業として振興する産業政策と農村地域を振興・保全する地域振興政策について、その関係が十分に整理されないままに実施されてきた面があり、両者の関係を整理した上で、効果的・効率的で国民に分かりやすい政策体系を構築していく」。
- ③「地域に農業に関わる多様な主体が存在する中で、地域の農業生産を中心的に担う経営と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を図りながら、担い手の育成確保や担い手への農地の利用集積に向けた動きを加速化させていく必要がある」。
- ④「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、 経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれ るものを担い手として位置付ける」。
- 2)経営安定対策(品目横断的政策等)の確立
- ①「我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する」。
- ②「複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証する」。

- ③「(諸外国との生産条件格差の是正対策は)過去の作付面積に基づく支払と各年の生産量や品質に基づく支払を行うなどにより、需要に応じた生産の確保や生産性向上等の我が国農業の課題の解決に資するよう、留意する」。
- ④「(品目横断的政策の)対象となる担い手は、認定農業者のほか、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本とする。これにより、専業的な農業経営が対象経営になり得ることはもとより、小規模な農家や兼業農家等も一定の要件を満たす営農組織に参画することにより、対象経営を構成する一員となることができるようにする。これらの政策転換について、平成19年度産から導入することとし、モラルハザードが生じないようにすることを前提に、構造改革の加速の必要性、対象品目に関する制度の検討状況や米政策改革の実施状況等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、対策の仕組みや、経営規模・経営改善の取組に関する要件を具体化する」。

# 3) 農地制度の在り方

- ①「農用地利用改善事業について、農用地利用規程の規定事項を拡充するなど、その仕組みを充実させ、地域の話合いと合意形成に基づいて、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を図りつつ、担い手に対し農地を面的なまとまりのある形で利用集積することを推進する」。農用地利用規程の規定事項の拡充とは、担い手(認定農業者等)に対する農地の利用集積目標の明示や、集落営農の役割分担(基幹作業は集落営農組織、日常の水管理、草刈りは地権者等)の明確化など。
- ②「耕作放棄地の発生防止・解消に向けて、市町村が中心になってその利用の増進を図る計画を策定」。「農業委員会による指導の強化を促進するとともに、この計画に即した指導に従わない所有者の耕作放棄地について、都道府県知事の裁定により利用権が設定される仕組みを導入」。「市町村が耕作放棄地の所有者に緊急的な管理を行わせたり、所有者が不明等の場合は自ら管理を行うことができる仕組み等を導入」。これらの厳しい措置には耕作放棄地発生に対する抑止力としての機能や、耕作放棄地の自発的な回復を促す機能を期待。
- ③「市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についてもリース方式による農業への参入を可能とする仕組みを全国的に展開」。市町村等が介在する協定のもとでの農地のリースという特区方式は実質的に全国化。同様の地域について「農地の

権利取得の際の下限面積要件を引き下げること」も可能に。

- ④「計画的な土地利用を通じて、優良農地の確保と有効利用を推進する」ため、「農業振興地域整備計画の策定・変更に」「地域住民の意見を反映させる仕組みを導入」。「公共転用における関係部局間の連携を強化するとともに、不法投棄等の違反転用事案について。農業委員会による立入調査の活用等により、都道府県と農業委員会が連携して迅速な対応を図る」。「都市住民等の多様な農地需要」については、「市民農園の開設の要件を緩和するなど、農地の利用機会の拡大」。
- ⑤以上の改革を実施するための農業経営基盤強化促進法などの改正は、2005年6月3 日に参議院本会議で可決成立。農政改革のほかのメニューに先行して同年9月に施行。

# 4) 資源保全施策の在り方

- ①「農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共 通資本」。「過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保 全・管理が困難に」。加えて、利用集積の進行によって農地の所有者と農地の利用者のあい だで資源管理の役割分担の調整も必要に。
- ②「地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を推進」。「平成19年度からの必要な施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理の手法の検討等を行う調査を実施」。

#### 5) 農業生産環境施策の在り方

①「環境との調和の取れた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成17年度から可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする(クロス・コンプライアンス)」。

#### 「参考」中間論点整理の表現

「環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求める」。

②「さらに、持続性の高い農業生産方式の導入支援策を引き続き行うとともに、環境保全

が特に必要な地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の平成19年度からの導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施」。

- V. 改革のいっそうの具体化に向けて:経営所得安定対策等大綱
- 1) 品目横断的経営安定対策の対象者について、以下の条件のすべてに該当することが必要と整理。
- ①認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること。
- ②一定規模以上の水田又は畑作経営を行っているものであること。一定規模とは、認定農業者にあっては北海道で10ヘクタール、都府県で4ヘクタール、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあっては、20ヘクタール。ただし、都道府県知事からの申請に基づいて、中山間地域に関する要件緩和や複合経営に関する個別認定などの特例措置も可能に。
- ③対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守するものであること。
- 2)「諸外国との生産条件格差の是正のための対策」の対象品目は麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ。「収入の変動による影響の緩和のための対策」の対象品目は米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ。
- 3) 資源保全施策と農業生産環境施策については密接にリンクした政策として再整理(「農地・水・環境保全向上対策(仮称)」)。
- 4) (共同活動への支援)「集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動(現状の維持にとどまらず、改善や質的向上を図る活動)を実施する場合に一定の支援(基礎支援)を行う」。
- 5)(営農活動への支援)「「基礎支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域」が対象地域。「農業が本来有する自然循環機能の維持・増進により、環境負荷の大幅な低減を推進するとともに、地域農業の振興にも資するため、活動組織内

の農業者が協定に基づき、環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で、地域で相当程度のまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入による化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組を実践する場合に一定の支援(先進的営農支援)を行う」。

### VI. 地域資源保全施策の今日的意義

- 1) 農業用排水路や農道に代表される農村地域の共有資源をいかに維持・保全するか。多様化・効率化した近代的な農業生産活動と、コミュニティの共同の営みとして引き継がれてきた農村地域資源の保全方式をどのように両立させるか。近未来のアジアの水田農業全体の課題でもある重要なテーマ。
- 2) 常時自然環境にさらされる用水路や農道の維持管理作業は、ルーチンワークとして規格化することや、定期点検のかたちで外注することが困難。多くの人数による集中的な共同作業が維持管理水準のばらつきの発生を防ぎ、用水路や農道といったストックの全体を良好な水準に保つことに貢献。コミュニティの共同作業方式には合理的な根拠が存在。
- 3)水利施設や農道の近代化によって維持管理作業に要する労力の大幅な節減がはかられてきたことも事実。用水路のパイプライン化がその典型。けれども、地域の生物多様性の確保・回復、用水路の親水機能充実の観点からは、こうした人工物化をさらに押し進めることには疑問符も。効率のみの追求とは一線を画している点で、環境保全型農業への転換と地域資源保全策は同じ問題意識を共有。
- 4) コミュニティの共同作業による地域資源の維持管理は、都会の住民も見習うべき農村 社会の優れた要素。身の回りの資源や環境については住民みずからが保全活動に携わるこ とが、農村コミュニティの基本ルール。逆に多くの都会で進行してきたのは、身近な資源 や環境の維持についても行政が代行して実施する領域の拡大であり、それに伴う国や地方 の財政の膨張。
- 5)地域資源保全施策は現代版のコモンズとして農村コミュニティの共同活動を励起するための政策。メンバーの行動規範やメンバー相互の信頼関係といった点で、いまなおソーシャル・キャピタルの生きている農村社会。他方で、個性的な行動や外部からの参入に対して、必要以上にブレーキとなりがちな側面も存在。開かれたコモンズであるために、慣行としての共同作業から自立した個の合意にもとづく共同作業への転換という視点も大切。この点で、北海道の農村には都府県の集落社会にはない開放的な一面が存在。

#### 講演会を終えて

生源寺先生が、国土審議会北海道開発分科会の会議で札幌に、お見えになるということを伺い、今回の講演会を企画しました。

主催した両協会は、公益事業の一環として、北海道農業の発展に寄与することを目的として、各種の講演会・研修会を年数回企画しております。

今後も、こうした形での情報提供を行っていきたいと考えていますのでご支援とご協力をお願い致します。

# 講師略歴

- · 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- ・ 食料・農業・農村政策審議会企画部会長
- ・国 土 審 議 会 委 員
- ・日本フードシステム学会会長

平成 1 8 年度 第 1 回 土地改良研修会

開催日時 : 平成18年5月11日(木曜日)

午前10時00分から12時00分まで

会 場: 札幌全日空ホテル3階(鳳の間)

主 催 : 社団法人 北海道土地改良設計技術協会

社団法人 北海道土地改良建設協会